

## 第1回 鶴見川多目的遊水地土壌環境保全委員会の開催について

平成28年3月25日

鶴見川多目的遊水地整備工事及び横浜市橋梁工事では、工事中にポリ塩化ビフェニル等の有害物質（以下、「PCB等」という。）及び異物（木材、プラスチック、がれき類等）が混在している土砂（以下、「異物混入土」という。）が確認されたため、鶴見川及び鳥山川合流部付近に、外部へ拡散しないよう対策のうえ一時保管しました。その後、PCB等の濃度が比較的高い異物混入土の無害化処理を実施し、平成25年6月に完了しました。

処理完了から2年間経過したことから、これまでのモニタリング結果を検証し、土壌環境の保全状況を確認するため、各専門家から構成される「鶴見川多目的遊水地土壌環境保全委員会」を設立し、第1回委員会を開催することとなりました。

### 会議内容

|          |  |
|----------|--|
| 名称       | 第1回 鶴見川多目的遊水地土壌環境保全委員会   |
| 日時       | 平成28年3月29日（火）13:30～15:30   |
| 会場       | 鶴見川流域センター 1F コミュニティールーム<br>〒222-0036<br>神奈川県横浜市港北区小机町2081  |
| 事務局      | 国土交通省 関東地方整備局 京浜河川事務所  |
| 設置年月     | 平成28年3月  |
| 委員の構成    | 市民委員 2名<br>学識者 4名<br>行政委員 1名   |
| 今回の議事    | 1) 委員会設立趣旨・規約・委員会名簿<br>2) これまでの経緯<br>3) モニタリングデータの報告<br>4) 今後のモニタリング調査計画   |
| 会議の公開    | 有15名程度<br>傍聴にあたっては、必ず規約及び傍聴規定をご一読ください。   |
| 会場へのアクセス | ■ JR 横浜線「小机駅」より徒歩7分<br><a href="http://www.ktr.mlit.go.jp/keihin/keihin00304.html">http://www.ktr.mlit.go.jp/keihin/keihin00304.html</a> |
| 問い合わせ先   | 国土交通省関東地方整備局 京浜河川事務所 流域調整課<br>TEL 045-503-4009（担当:永田）  |

# 「鶴見川多目的遊水地土壤環境保全委員会」

## 規 約 (案)

### [名称]

第1条 この委員会の名称は「鶴見川多目的遊水地土壤環境保全委員会」(以下「委員会」という)とする。

### [目的]

第2条 委員会は、鶴見川多目的遊水地内に設置されている、PCB等の異物混入土の一時保管施設について、濃度が比較的高い異物混入土の無害化処理後2年間が経過したことから、これまでのモニタリング結果を検証し、土壤環境の保全状況を確認することを目的とする。

### [委員会組織]

第3条 委員会は、委員長及び委員を持って組織する。

1. 委員長は京都大学 名誉教授 嘉門雅史とする。
2. 委員は、別表に掲げるものとする。
3. 委員会の書記は、事務局がこれにあたる。
4. 委員長は、必要と認めたとき2.に掲げる者以外の出席を求めることができる。

### [委員会の運営]

第4条 委員会は事務局により運営を行う。

### [事務局]

第5条 委員会の事務局は、国土交通省関東地方整備局京浜河川事務所が行う。

### [その他]

第6条 この規約に定めるもののほか、委員会運営に必要な事項は委員会に諮って定めるものとする。

### [会議の公開]

第7条 別に定める委員会傍聴規定により傍聴するものとする。

### 附則

#### [施行期日]

この規約は、平成28年3月29日から施行する。

## 鶴見川多目的遊水地土壤環境保全委員会 傍聴規定

### (趣旨)

第1条 本規定は、鶴見川多目的遊水地土壤環境保全委員会（以下「委員会」という）の傍聴に関し必要な事項について定めるものである。

### (傍聴席の区分)

第2条 傍聴席は、一般席及び報道関係者席に区分する。

### (傍聴者受付)

第3条 事務局は傍聴者受付を設置するものとし、傍聴を希望する者は傍聴者受付にて住所・氏名・年齢を記入するものとする。

2 傍聴希望者数が、定員に満たない場合は傍聴希望者全員を傍聴者とし、定員を超える場合は受付の先着順により傍聴者を決定する。

### (傍聴席に入場することができない者)

第4条 次の者は、傍聴席に入場することができない。

(1) 第3条により決定した傍聴者以外の者

(2) 審議を妨害し、又は他人に迷惑を及ぼすおそれがあると明らかに認められる者

### (傍聴者の守るべき事項)

第5条 傍聴者は、会場の秩序を乱し、又は審議の妨害となるような行為をしてはならない。

### (写真、映画、テレビ等の撮影及び録音等の禁止)

第6条 傍聴者は、会場において、写真、映画、テレビ等の撮影をし、又は録音等をしてはならない。ただし、事前に委員長の許可を得た場合は、この限りではない。

### (秩序の維持)

第7条 委員長は、会議の円滑な運営を図るため、傍聴者に必要な事項の指示をし、又は事務局の職員に指示させることができる。

2 委員長は、前項の指示をし、又は事務局の職員に指示されたにもかかわらず、傍聴者が指示に従わないときは、傍聴者を退場させることができる。

### (その他)

第8条 この規定の変更やこの規定に定めのない事項は、委員長が委員会に諮って定める。

### 附則

#### (施行期日)

この規定は、平成28年3月29日から施行する。